

監査基準報告書560「後発事象」の 改正（公開草案）の概要

2026年7月



目次

1. 本改正の経緯

2. 主な論点

- (1) 財務諸表の公表の承認日
- (2) 事後判明事実に関する監査手続
- (3) 企業に監査報告書を提出する際の事務手続上の規定
- (4) 監査基準報告書及び関連する公表物の起草方針に基づく対応
- (5) 監基報560改正に伴う他の監基報等の適合修正

3. 適用時期

4. 今後のスケジュール

1. 本改正の経緯

本改正の経緯

- 企業会計基準委員会（ASBJ）において、日本公認会計士協会（JICPA）が公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、後発事象に関する会計基準の開発が行われ、2026年1月9日にASBJから**企業会計基準第41号「後発事象に関する会計基準」**、**企業会計基準適用指針第35号「後発事象に関する会計基準の適用指針」**（以下、これらを合わせて「後発事象会計基準等」という。）**及び補足文書が公表**された。
- 後発事象会計基準等の公表を踏まえ、JICPAは同日付けで**監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」の廃止**を公表した。
- 後発事象会計基準等の公表に伴い、JICPAでは、**監査基準報告書560「後発事象」の見直し**に関する検討を行った。

2. 主な論点

(1) 財務諸表の公表の承認日①

- 後発事象会計基準等では、**経営者による後発事象の評価期間の末日は、原則として「財務諸表の公表の承認日」としている**（企業会計基準第41号「後発事象に関する会計基準」第7項）。
- 改正前の監基報560の「財務諸表の承認日」と後発事象会計基準等の「財務諸表の公表の承認日」は、同一の概念であるが、両者が併存することにより、実務において混乱を招く可能性があるため、**後発事象会計基準等と合わせて「財務諸表の公表の承認日」とした。**

監基報560

改正前：財務諸表の承認日
(= 後発事象の評価期間の末日)

改正後：財務諸表の公表の承認日
(= 後発事象の評価期間の末日)

後発事象会計基準等

財務諸表の公表の承認日
(= 後発事象の評価期間の末日)

(1) 財務諸表の公表の承認日②

- 「財務諸表の公表の承認日」に関する適用指針のA2項において、以下の点を示した。
 - ▶ 財務諸表の公表の承認日は、経営者が財務諸表を作成する責任を果たした日付と考えられることから、通常、経営者確認書の日付となる旨を記載した。
 - ▶ 財務諸表の公表を予定しない場合においては、後発事象の評価期間の末日は、財務諸表を作成する監査契約上の責任を果たしたことを確認した日（確認日）となり、本報告書における「財務諸表の公表の承認日」を「確認日」と読み替えるものとした。
 - ▶ 会社法監査においても、「財務諸表の公表の承認日」を「確認日」と読み替えるものとした。
- 「財務諸表の公表の承認日」への変更に伴い、本報告書における財務諸表の「発行」という表現を「公表」に変更した。

(2) 事後判明事実に関する監査手続

- 第12項では、ISA 560同項に基づき、法令等又は財務報告の枠組みにおいて、**事後判明事実の影響に限定した財務諸表の修正又は開示が禁止されていない場合などの条件を満たす場合に、事後判明事実に関する監査手続を当該修正又は開示に限定して実施することが認められる旨**、その場合には(1)監査報告書に当該修正又は開示に限定して対応する日付を追加的に記載する旨（いわゆる「二重日付」）及び(2)事後判明事実に関する監査手続が当該修正又は開示に限定して行われたことを「強調事項」区分等に含めた監査報告書に差し替える旨を規定している。
- 一方で、2026年1月9日に廃止した監基報560実1の6(3)では、**事後判明事実の影響に限定した監査手続は認められない旨**を規定していた。
- 我が国では、**事後判明事実の影響に限定した財務諸表の修正又は開示に対する監査手続の実施及び意見表明は認められておらず**、第12項の適用は認められないため、A13項に、**当該限定した監査手続は認められない旨**を追記した。

(3) 企業に監査報告書を提出する際の事務手続上の規定

- A3項では、**事務手続上、企業に監査報告書を提出する日は監査報告書日より後となることもある**旨が規定されていた。
- 公認会計士法の改正（2021年9月）により、書面による証明書の交付に代えて、電磁的方法によって監査報告書を作成することが可能となり、**昨今、監査報告書の電子署名化が進み、監査報告書日に即時提出することが可能**である。
- 一方で、従前のとおり、**紙面に署名した上で監査報告書を提出する場合**もあるが、その場合であっても、**郵送手続と併せて監査報告書を発行した当日にメール等でも送付する実務が行われているため、実態として監査報告書日に提出されている**と考えられる。
- **上記の実務の状況に鑑み、当該規定を残す意義は乏しい**と考えられるため、**当該規定を削除することとした**。

(4) 監査基準報告書及び関連する公表物の起草方針に基づく対応

- 監査基準報告書及び関連する公表物の起草方針（監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」参照）に基づいて以下の修正を行った。

修正箇所	内容
全体	ISA 560と整合させるため、項番号及び欠番項の整理を行った。 欠番項*1は以下のとおり。 ・ A5項、A10項、A15項及びA19項（パブリックセクター関連の条項のため） ・ A14項（法令等により修正財務諸表の発行を要求されない法域における条項のため） なお、要求事項及び適用指針においてJP項*2はない。

*1 欠番項：監査基準報告書等の基になった国際監査基準（ISA）等には含まれるものの、我が国の法令等を優先して適用しない規定

*2 JP項：監査基準報告書等の基になった国際監査基準（ISA）等には含まれないものの、JICPAが必要と認めて追加した規定

(5) 監基報560改正に伴う他の監基報等の適合修正

- 監基報560改正に伴い、参照先の項番号及び文言等の修正のため、以下18本の監基報等の改正を予定している。
- 1. 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」
- 2. 監査基準報告書210「監査業務の契約条件の合意」
- 3. 監査基準報告書230「監査調書」
- 4. 監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」
- 5. 監査基準報告書540「会計上の見積りの監査」
- 6. 監査基準報告書580「経営者確認書」
- 7. 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」
- 8. 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
- 9. 監査基準報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」
- 10. 監査基準報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」
- 11. 監査基準報告書710「過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表」
- 12. 監査基準報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」
- 13. 監査基準報告書805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」
- 14. 財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」
- 15. 期中レビュー基準報告書第2号「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」
- 16. レビュー業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」
- 17. 監査基準報告書560実務指針第2号「訂正報告書に含まれる財務諸表等に対する監査に関する実務指針」*1
- 18. 監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」*1

*1 他の監査実務指針等の適合修正と合わせて別途対応予定



3. 適用時期

適用時期

- 本報告書は、**2027年4月1日**以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。



4. 今後のスケジュール

今後のスケジュール

- 今後のスケジュールは、以下を予定している。

時 期	内 容
2026年 7 月	公開草案公表 (コメント募集期間：1 か月)
2026年10月以降	確定公表 (他の監基報等の改正に合わせて変更の可能性あり)



●●信頼の力を未来へ
jicpa

